

2022年12月16日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 松 岡 健

法人向け新規ご融資における経営者保証の取扱い廃止について

西京銀行は、法人のお取引先さま向けの新規プロパー融資（※¹）における経営者保証の取扱いを廃止することとしましたので、お知らせします。

当行ではこれまでも、担保・保証に依存しない融資を積極的に推進し、経営者保証への依存度は全国的にも低い水準にありますが、このたび、創業者向け融資など一部で経営者保証を必要としていた基準も廃止し、これまで以上にお客さまの前向きな事業展開を後押ししてまいります。

<参考>

- 当行の2021年度の新規融資に占める経営者保証に依存する割合
⇒ 24.2%
- 民間金融機関の2021年度の新規融資に占める経営者保証に依存する割合
⇒ 70.1%（※²）

（※¹）プロパー融資：銀行が保証協会などの第三者機関を介さずに事業者へ直接行う融資

（※²）2022年6月23日金融庁公表資料より算出

<http://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220623-2.pdf>

西京銀行は、これからもお客さまとの緊密なコミュニケーションを通じ、事業や経営ビジョンへの理解を深めることで、お客さまの事業の成長や地域の発展に貢献してまいります。

以 上

◆本件に関するお問い合わせ
西京銀行 審査部（担当：山本）
TEL 0834-22-7662